全戸配布

村・県民税(確定申告)の申告相談のお知らせ

１．出張申告相談（午前１０時００分から午前１１時３０分まで）

日　　付	会　　場	対象者（下記自治会にお住いの皆さん）
２月２０日（火）	西町集会所	新町、西町、中町
２月２１日（水）	旭町集会所	向町、旭町、入川、中平
２月２２日（木）	柳平集会所	柳平、平松、うつぼ

２．夜間申告相談（午後５時３０分から午後８時００分まで）

日　　付	会　場	対象者
２月２０日（火）～２月２２日（木）	役　場	自治会、申告の区分なく受付けいたします。

○上記相談日以外にも、３月１５日までは、役場で随時受付（午前９時から午後５時まで）を行っています。

※申告の必要がある方

平成３０年１月１日現在、平谷村に住所がある方で下記のいずれかに該当する方。

●事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得など給与や公的年金以外の所得があった方
●医療費控除やセルフメディケーション税制の特例控除などの控除を受ける方
●源泉徴収票に記載された控除の内容に変更がある方
●収入が遺族年金、障害年金、雇用保険（失業給付金）のみだった方
●収入がなかった方

※申告の必要がない方

●年末調整済みの給与以外に、他の収入がなかった方
●収入が公的年金のみの方で、公的年金の収入金額が次の金額以下の方
　◎６５歳以上の方 … 収入金額が１４８万円以下
　◎６５歳未満の方 … 収入金額が　９８万円以下

※申告に必要なもの

◆番号通知カード＋本人確認書類(運転免許証など)または、マイナンバーカード
◆印鑑（通帳印）
◆税務署から送付された申告書類一式
◆営業や農業などの収支内訳書
◆源泉徴収票や収入の分かる書類（給与や年金）
◆支払証明書等の控除に必要な書類（生命保険料や地震保険料、国民年金等の控除書類）
◆医療費控除を受けたい方は、医療費控除の明細書(医療費の領収書)
◆セルフメディケーション税制の特例控除を受けたい方は、健康診断等の結果通知や予防接種の領収書とセルフメディケーション税制の明細書(薬局のレシート等)

申告についてのお問い合わせ先	平谷村役場・総務課　℡ ４８－２２１１